

京都市教育委員会学校職員教育貢献表彰要綱

- 1 目 的 京都市立学校・幼稚園で、意欲と熱意を持って学校運営に参画し、地道な努力を積み重ねることで顕著な功績をあげている職員及びそれらの職員で組織され、各学校園の教育環境の改善に向けて取り組むチーム・グループ（以下「チーム・グループ」という。）を称え表彰することで、本市学校職員の意欲と職務遂行能力の向上、学校の活性化を図ることを目的とする。
 - 2 表彰対象 京都市立学校・幼稚園に勤務する事務職員、給食調理員及び管理用務員並びにチーム・グループで、それぞれの職務分野において学校運営に積極的に参画し、地道な努力を積み重ね他の模範となるべき功績があったもの（以下「被表彰者等」という。）を表彰する。
 - 3 表彰方法 表彰は、表彰状を授与して行う。
 - 4 表彰時期 表彰は毎年１２月１日に行う。ただし、事情によって日を変更又は臨時にこれを行うことができる。
 - 5 選考方法 被表彰者等は、校長・園長又は教育委員会関係各課長からの内申に基づき、学校職員教育貢献表彰プロジェクト会議で選考し、教育長が決定する。
 - 6 履歴事項 この要綱により表彰を受けた者については、履歴事項として賞罰欄に記載することとする。
 - 7 追 彰 被表彰者等に決定した者が、表彰を受ける前に死亡したときは追彰するものとし、表彰状はその遺族に贈るものとする。
 - 8 そ の 他 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。
- 附 則
- この要綱は決定日から実施する。（平成１９年９月３日）
この要綱は決定日から実施する。（平成２９年７月３１日）
この要綱は決定日から実施する。（平成３０年９月２７日）
この要綱は決定日から実施する。（令和３年８月２４日）